

国家公務員宿舎の削減に関して関係地方自治体との協議を 求める意見書

政府は、「国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会」を設置し、国家公務員宿舎の削減のあり方に関する具体的な方向性について検討を開始しました。この検討の中では、都心3区（千代田区、中央区、港区）の宿舎の削減についても、具体策がまとめられると報じられています。

国においては、国家公務員宿舎の削減は、東日本大震災の復興財源、政府の危機管理体制、公務員の処遇などが関係する課題であり、十分な議論を経て結論が出されるものと考えます。

このような中、千代田区内には多くの国家公務員宿舎が存在しており、その削減や跡地の活用は本区に様々な影響を与えることとなります。宿舎の所在する地方自治体にとっては、宿舎の廃止によって、当該地域から相当数の住民が転出することとなり、保育や学校教育などの行政サービス需要の急激な変化をもたらすだけでなく、宿舎跡地の開発の進め方によっては、まちの姿が大きく変貌する可能性がある重要な問題であります。

よって、国家公務員宿舎の削減のあり方を検討するに際しては、その過程において、宿舎の所在する地方自治体に事前の情報提供を行い、十分に協議することを強く求めます。

また、宿舎跡地の処分・活用に際しても、地元自治体の意向を十分に尊重することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成23年10月25日

千代田区議会議長 小林 やすお

内閣総理大臣 野田 佳彦 様
財務大臣 安住 淳 様